

令和2年5月28日

給付対象施設・事業所各位

横浜市こども青少年局保育・教育運営課
幼児教育・保育無償化担当課長

給付費等の請求方法（令和2年度6月分）について

日頃より、本市の保育・教育行政にご協力をいただき、ありがとうございます。

6月分の給付費等の請求方法については、これまでと同様、6月1日時点で、新型コロナウイルス感染症の影響を除いた通常の状態に基づいてご申請いただくよう、お願いいたします。

次のとおりFAQを作成しましたので、各施設・事業所におかれましては、内容をご確認のうえ、請求事務にご対応いただきますよう、お願い申し上げます。なお、NO12、13以外については、「給付費等の請求方法（令和2年度5月分）について（令和2年4月30日）」と同様の取扱いとなります。

No	Q	A
1	「給付費等」とは、何を指すのか。	給付費、向上支援費、延長保育事業費を指します。 いずれも通常どおり支給します。
2	「通常通り支給します」（No.1）とはどのようなことを意味しているのか。	<u>新型コロナウイルス感染症の影響を除いた通常の状態に基づいて</u> 、加算等の適用を行い、給付費等の支給を行うことを意味します。
3	「 <u>新型コロナウイルス感染症の影響を除いた通常の状態に基づいて</u> 」（No.2）とは具体的にどのようなことを意味しているのか。	原則、令和2年4月の届出書等の内容を基準とし、 <u>新型コロナウイルス感染症の影響以外の変更内容のみ反映させることを意味します。</u> 変更内容の例：職員の入職・退職による増減 在籍児童数の増減等
4	届出書等（No.3）とは、何を指すか。	雇用状況表、公定価格加算・調整項目届出書、向上支援費加算状況等届出書、延長保育事業費加算状況等届出書等を指します。
5	雇用状況表において、児童数はどのように記載すれば良いか。	令和2年6月1日時点で在籍している児童の数を記載してください。（ <u>登園予定の児童数ではありません</u> ）

6	各種加算はどのような取扱いになるのか。	<u>新型コロナウイルス感染症の影響を除いた通常の状態に基づいて</u> 申請いただいたものは、実際の児童の登園状況や職員の配置状況に関わらず、通常どおり加算の適用をし、支給します。
7	新型コロナウイルス感染症の影響で、他の保育所等へ保育士を派遣することになった場合、届出書等へはどのように反映すればよいか。	原則、当該職員が通常通りの勤務をしている形で届出書等を作成してください。 派遣元の保育所等では当該職員が勤務するものとして記入し、派遣先の保育所等ではその園で本来勤務する予定であった職員を記入してください。
8	職員が出勤できない場合などにより、職員を加配することを要件としている加算(3歳児配置改善加算、チーム保育推進加算など)の基準を下回った場合はどうなるのか。	公定価格の加算等については、当該職員が勤務しているものとみなして算定するため、職員を加配することを要件としている加算の場合も通常どおり支給します。
9	新型コロナウイルス感染症の影響により、加減調整・乗除調整部分の要件に当てはまる状態となった場合の、加減調整・乗除調整部分の取扱いはどうなるのか。	<u>新型コロナウイルス感染症の影響を除いた通常の状態に基づいて</u> 適用を判断します。 例えば、 ・本来土曜保育を行う保育所が新型コロナウイルス感染症の対応のため土曜日に閉所する場合、「土曜日に閉所する場合」の減額調整においては当該土曜日について開所しているものとして取り扱います。 ・職員の業務を施設長が代わりに行っている場合、「施設長が配置されている場合」の減額調整においては専従として取り扱います。
10	「給食実施加算」の加算額の算定にあたり、新型コロナウイルス感染症の影響により、週当たり実施日数が通常から変わった場合は、これを減少させて申請する必要があるか。	「週当たり実施日数」を減少させる必要はありません。

11	新型コロナウイルス感染症の影響により、給食実施日が通常から変わった場合の、「副食費徴収免除加算」の算定はどのように考えればよいか。	新型コロナウイルス感染症の影響を除いた通常の状態に基づいて、給食実施日数を算定します。
12	「補助員雇用費」（家庭的保育事業のみ） <u>について、令和2年6月分は、</u> どのような取扱いになるのか。	「補助員雇用費」に関しては、 <u>新型コロナウイルス感染症の影響を除いた通常の状態に基づいて、</u> 補助員の勤務予定に応じて支給します。雇用実績報告書の「補助員 氏名及び雇用時間」の項目には、 <u>原則、</u> 補助員が勤務する予定だった時間を記入してください。 <u>ただし、勤務実績が多い場合は、勤務実績で時間を記入してください。</u> <u>また、</u> 「子育て支援員研修参加時間」及び「現任研修時代替保育実施時間」の項目については、 <u>令和2年6月の実績のみ</u> 記入してください。
13	「延長保育従事職員雇用費」について、令和2年 <u>6月分は、</u> 何に基づいて入力すればよいか。	令和2年4月の延長保育利用希望を基に請求明細作成ソフト等に入力してください。 <u>ただし、利用実績が多い場合は、利用実績を基に入力してください。</u> 例えば、曜日によって利用希望の有無や時間に傾向があるのであれば、令和2年 <u>6月</u> のカレンダーにその傾向をあてはめるなどして利用日、時間等を算出し、請求明細作成ソフト等に入力してください。
14	「延長保育 AB 階層減免費」について、令和2年6月分は、何に基づいて請求すればよいか。	保護者から実費徴収をし、減免をした分については請求が可能です。
15	園から保護者に返還した利用料の補填はどうなるのか。（認可保育所以外）	園から保護者に返還した利用料の補填については、返還した利用料相当分の給付費を園に支給します。

担当 こども青少年局保育・教育運営課給付担当

電話 045-671-0202

045-671-0204